

合併市町村の振興等に関する提言

合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興等を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 合併市町村等に対する財政措置等について

合併特例法及び合併新法等に基づき合併した市町村に対する普通交付税の合併算定替等の財政措置や障害を除去するための措置については、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう確実に実施するとともに、これら特例措置の期間の延長を図るなど、引き続き合併市町村における一体的な振興を図るための事業が実施できるようにすること。

2. 合併特例債の延長等について

- (1) 東日本大震災の発生後における合併市町村の実情に鑑み、合併特例債の発行可能期間の延長措置を講じる法律案の早期成立を図ること。
- (2) 合併特例債については、公共施設の維持補修や解体撤去費用についても対象とするなど地域の実情に応じた幅広い活用ができるよう適切な措置を講じること。
- (3) 基金造成分に係る合併特例債の発行限度額については、地域の実情を踏まえて発行できるようにするとともに、償還後においては、それぞれの都市の実情に応じて活用できるようにすること。
- (4) 合併特例債の元利償還金に対する普通交付税措置について、所要額を適切に確保すること。